

横浜市立大学 災害見舞金申請の手引

火災・地震・風水害等により著しい被害を受けた場合、所定の審査の上、10万円を限度とする災害見舞金（被害の程度により異なる）が支給されます。

1 申請資格

火災・地震・風水害等により、著しい被害を受けた者。ただし、事由が発生してから60日以内とします。

※授業料免除や、日本学生支援機構、他財団奨学金等の経済的支援を受けていても申請は可能です。

※科目等履修生、研究生、聴講生及び特別聴講学生を除きます。

※本学入学前に発生した事由、留学・休学中に発生した事由等については、申請の対象となりません。

2 災害見舞金給付額

以下のとおり、災害証明書に記載の被害の種類及び程度の区分、または診断書に記載の学生本人の診断内容に応じて、給付額が決定されます。

(公立大学法人横浜市立大学 災害見舞金制度施行細則 第2条抜粋)

号	被害種類	認定基準	給付限度額
(1)	住家全壊 (全焼・全流出)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、 <u>住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの</u> 、または住家の主要な構成要素の <u>経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</u>	100,000円
(2)	住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、 <u>損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの</u> 、または住家の主要な構成要素の <u>経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</u>	50,000円
(3)	床上浸水	浸水が住家の床上以上に達した程度のもの	50,000円
(4)	死亡	災害により学生本人が死亡	100,000円
(5)	重症	災害により学生本人が負傷し、1月以上医師の治療を受けた者、または医師の治療を受けている者もしくは受ける必要のある者で、1月以上医師の治療を要する見込みのある者	50,000円
(6)	その他	理事長が特別に認めた者	100,000円

(注) ア 災害とは、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象または火災等を指す。

イ 住家とは、主たる生計支持者または1親等以内の親族または学生本人が、現実に居住のため使用している建物を言う。非住家（自己保有の会社や農地等）の被害については給付対象外とする。

ウ 同一の災害につき災害見舞金の支給は1回限りとし、同一の災害における上記（1）～（6）の災害見舞金の併給は不可とする。

エ 原則として学生本人が申請を行い、学生本人に対して見舞金の給付を行うが、（4）～（6）において必要な場合は、家族の代理申請、代理受給も可とする。

3 提出書類

以下の書類を揃えて各キャンパス窓口に提出してください。

号	被害種類	必要書類
(1)	住家全壊（全焼・全流出）	災害見舞金申請書（第1号様式）／り災証明書（写）
(2)	住家半壊（半焼）	災害見舞金申請書（第1号様式）／り災証明書（写）
(3)	床上浸水	災害見舞金申請書（第1号様式）／り災証明書（写）
(4)	死亡	災害見舞金申請書（第1号様式）／診断書（写）
(5)	重症	災害見舞金申請書（第1号様式）／診断書（写）
(6)	その他	理事長が定める

※遠く離れた実家で学生の家族がり災した場合、及び学生本人に申請できない事情があつて家族が代理申請を行う場合には、り災者もしくは申請者と学生本人との関係を証明する公的書類（例：住民票）の提出を必要とします。ただし、り災証明書にてその事実が確認できる場合は提出の必要はありません。

4 災害見舞金給付の決定・通知

申請事由などを審査したのち、予算の範囲内で給付の可否を決定し、本人に通知します。

5 給付の取り消し

虚偽の申請、その他不正の手段により許可を受けたときは、給付金を返納していただきます。

（公立大学法人横浜市立大学 災害見舞金制度実施要綱 第7条及び第8条）

（給付の取消）

第7条 理事長は、災害見舞金の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生生活保健協議会の意見を聞き、その承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の手段により給付を受けたとき
- (2) その他受給者として適当でないと認められたとき

（返還）

第8条 前条により見舞金給付の資格を喪失した場合には、別途定める方法により災害見舞金を返還しなければならない。

6 問い合わせ

内容に関するお問い合わせは、下記までお寄せください。

金沢八景キャンパス 学生支援課 学生担当 TEL. 045-787-2037